

令和 8 年度

最上町放課後児童クラブご利用案内

【お問い合わせ】

最上町こども支援課幼児保育室 電話 0233-43-2247（直通）
〒999-6101 山形県最上郡最上町大字向町 644 番地

目 次

放課後児童クラブとは	3
利用申請手続き	3
(1) 申込み要件	3
(2) 入会申し込み	3
(3) 結果のお知らせ	3
(4) 入会申込みに係るスケジュール等（※予定）	3
最上町放課後児童クラブ	
【 開設日時 】	4
【 開設場所及び連絡先 】	4
【 利用区分と利用料及び納付について 】	4
【 利用料の減免制度について 】	5
【 入会辞退・退会、申請内容の変更手続き 】	5
放課後児童クラブご利用にあたっての留意事項	6
よくあるお問合せ	6

放課後児童クラブとは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学する児童に、放課後や長期休業期間等の学校休業日における適切な遊びや生活の場を提供し、児童の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ることを目的として実施している事業です。

町では、向町小学校区、大堀小学校区で、放課後児童クラブを年間通して開設しています。

クラブでは、支援員が放課後の子どもたちの育ちを見守ります。最上町放課後児童クラブは町で設置し、NPO 法人が運営しています。

利用申請手続き

(1) 申込み要件

最上町内の小学校に就学し、保護者（父・母）が労働等により昼間家庭にいない児童

(2) 入会申し込み

放課後児童クラブの利用を希望する場合は、下記の書類に必要事項を記入し受付場所に直接提出してください。前年度より継続して利用する方であっても、毎年度手続きが必要です。受付期間、受付場所等、詳しくは該当年度の入会案内をご覧ください。

○4月1日入会：1月より約1か月程度入会申し込みを受け付けます。

○途中入会：随時受け付けています。

※ 定員に達していない場合は、随時入会可能です。

定員に達している場合は、入会できないことがあります。

○受付場所：最上町教育委員会こども支援課に申請書類を持参してください。

※ 午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※ 受付時に、記載内容等の確認のため、お時間をいただきます。

○必要書類：

①最上町放課後児童クラブ入会申込書兼家庭調書（児童1名につき1部提出）

②保護者が就労等により日中家庭にいない（保育の必要がある）ことを証明する書類

就労については、就労証明書をご提出ください。

*きょうだいで同時申込の場合 1部の提出でかまいません。

*求職中、健康上等その他の理由については、こども支援課にご確認ください。

(3) 結果のお知らせ

受理した申請書について審査し、その結果を放課後児童クラブ 入会承認通知書 又は入会不承認通知書により、申請者に通知いたします。

(4) 入会申込みに係るスケジュール等（※予定）



※ 面談が必要な方については、別途こども支援課より連絡いたします。

※ ④の入会決定後、各クラブにおいて、利用児童全員にスポーツ安全保険に加入していただきます。

開設日時

平日（登校日）	下校時 から 午後6時30分 まで
土曜日・学校休業日 (長期休業期間・振替休業日等)	午前7時30分～午後6時30分

※日曜、祝日、年末年始（12月28日から1月3日まで）は除きます。

※詳細につきましては、直接クラブへお問い合わせください。

※地震や台風による自然災害や、感染症の流行等により、臨時的に閉所する場合があります。

開設場所 及び 連絡先

施設名	連絡先	開所場所	定員
向町すこやかクラブ	電話番号 29-9477	みずかみ	70名
大堀すこやかクラブ	電話番号 070-4391-8117	大堀小学校	36名

利用区分と利用料及び納付について

○放課後児童クラブの利用料は、利用区分に応じて基準額が決定されます。

○利用料の納入期限は、利用月の翌月27日（休日の場合は金融機関の翌営業日）になります。

※期限を過ぎても納入が確認出来ない場合、督促状や電話連絡等により未納の案内をします。

○利用料の納入は、口座振替をお願いしております。（納付書による納入も可能です。）

新規でお申し込みの方は、金融機関にてお手続きをお願いします。

※すでに口座登録がお済みの方は、新たにお手続きいただく必要はありません。

利用区分	利用料(基準額)
(1) 通年1年間の利用 ※要登録 春休み・夏休み・年末年始休・学校休業日利用含む	①土曜日なし 5,000円／月額 ②土曜日あり 6,500円／月額
(2) 長期休みのみの利用 ※要登録 春休み(4、3月)・夏休み(7～8月)・年末年始休(12～1月) の属する月、学校休業日(土曜日含む)のみ利用	1回 300円／日
(3) 一時利用（緊急時の利用）／1回 ※登録不要・要保険加入(940円／年)	平日 500円／回 休日 1,000円／回 ※休日:土曜日・長期休み期間含む

※(3)一時利用は、入会していない方、または入会しているが利用登録をしている期間以外で一時的に利用を必要とする場合に、ご利用前に「一時利用申請書」により申請いただくことで利用できます。

利用料の減免制度について

下表の条件を満たす場合は利用料が減免されます。※ここでいう世帯とは、両親をいいます。

ア 多子減免 ※同一世帯からの複数入会の場合	※利用区分が同じ場合 かつ 住民税所得割が169,000円以下の場合	月の利用回数が1番多い児童	基準額
		月の利用回数が2番目の児童	基準額の半額
		3人目以降の児童	基準額の全額減免
イ 少数回利用減免 ※利用区分(1)のみ	月の利用が0~9回の場合	基準額の半額	
ウ 子育て支援型減免	生活保護法による被保護世帯 及び 準要保護就学援助支給対象世帯	基準額の全額減免	
	市町村民税非課税の世帯	①利用区分(1)は 2,000円 ②利用区分(2)は 日額 100円	
エ ひとり親世帯減免	ひとり親世帯かつ 市町村民税非課税の世帯	①利用区分(1)は 2,000円 ②利用区分(2)は 日額 100円	

入会辞退・退会、申請内容の変更の手続き

☆入会開始日より前は入会の「辞退」、入会開始日以降は「退会」という扱いになります。

☆利用の有無に関わらず登録日のある月の分までご負担いただきます。

☆入会決定後に申請内容（世帯構成・住所・就労状況・家庭状況等）に変更があった場合は、
変更申請書（兼申請内容変更届）の提出が必要になります。

	該当事由	必要書類
①	住所・緊急連絡先が変更となった場合	放課後児童クラブ変更申請書
②	家族構成が変更となった場合	
③	年度途中で利用区分を変更したい場合	
④	勤務時間が変更となった場合 または 転職された場合	放課後児童クラブ変更申請書 就労証明書
⑤	放課後児童クラブを 退会・ 入会決定を辞退・入会申請を取り下げ する場合	放課後児童クラブ（退会・辞退・取下げ）届 ①辞退する場合は、入会前に提出してください。 ②退会する場合は、退会する月の月末まで提出 してください。

放課後児童クラブご利用にあたっての留意事項

- 放課後や長期休み等に労働等により家庭に保護者がいない児童に適切な遊びと生活の場を提供するものです。保護者が就労等を終え次第、お迎えに来ていただきますようお願いします。
- 保育中、宿題の時間を設けていますが、支援員による学習指導は行いません。
帰宅後、保護者の方が確認するか、時には家庭で宿題をする様子を見ながら、平仮名の書き方や計算の仕方を見てあげるなど、家庭学習の習慣をつけましょう。
- やむを得ず、就労等以外でご利用される場合は、必ず電話連絡を入れてください。
例：きょうだいが幼稚園や小学校を早退したが、通院が必要ですぐに送迎できない
保護者が体調不良により、退勤時の送迎が不可能（別の人送迎する）など
- 近年、自然災害等が各地で頻発しており、急を要して送迎をお願いする場合もありますので、保護者の方の所在確認にご理解とご協力をお願いします。
- きょうだいで入会していても、状況が変わった場合は必ずご連絡ください。
- 年度途中で学童保育が不要になった場合の退会は、随時受け付けています。

□■□ よくあるお問合せ □■□

- Q 入会していませんが、急な用事があった場合に突発的に利用することはできますか？
A 入会していない方、または利用登録している期間以外の日に放課後児童クラブの利用を希望する際は、一時利用の手続きをしていただくことでご利用いただけます。（P4参照）
- Q 放課後児童クラブの申請後に就労状況が変わりました。手続きは必要ですか？
A 勤務先が変わった場合・就労時間が変わった場合・雇用期間が変更（延長）になった場合は、**変更申請書（兼申請内容変更届）**と共に新たな就労証明書をこども支援課に提出する必要があります。（P5下段④参照）
- Q 放課後児童クラブの申請をしましたが、利用する必要がなくなった場合、手続きは必要ですか？
A 利用する必要がなくなった場合、入会開始日より前であれば入会の「辞退」、入会開始日以降は「退会」という扱いになりますので、手続きをお願いします。（P5下段⑤参照）
- Q 放課後児童クラブの利用区分（1）で入会していますが、平日は利用する必要がなくなりました。長期休みは利用したいのですが、どのような手続きがありますか。
A 平日利用の必要がなくなった場合は、利用区分（2）〔長期休みのみ利用〕に変更することができますので、こども支援課にご相談ください。**変更申請書（兼申請内容変更届）**により手続きいただいた月の翌月から区分が変更となります。（P5下段③参照）